

健康

特定保健指導を受けて健康になりましょう

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

特定健康診査を受けた後、健診結果を確認していただけますか？
 特定健康診査は、内臓脂肪が蓄積した状態である「メタボリックシンドローム」に着目した健診です。お腹周りに蓄積した内臓脂肪は、高血圧・高血糖・脂質異常などの生活習慣病を引き起こし、動脈硬化を進行させます。
 健診結果を見て、自分の健康状態を正しく把握し、生活習慣病に繋がる食事や運動の習慣を改善することが大切です。
 健診結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人には、「特定保健指導」の案内を送付しています。
 「特定保健指導」は、一人ひとりの体力やライフスタイルに合った生活習慣の改善方法について、専門家からアドバイスを受けられる貴重な機会です。
 案内が届いた人は、健康課までご連絡ください。



健康

10月17日(火)～23日(月)は「薬と健康の週間」です
 薬の上手な使い方を考えましょう

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

私たちの健康を守るため、薬はとても大切なものです。薬との上手な付き合い方を考えてみましょう。
「お薬手帳」を活用しましょう
 病院や薬局に、お薬手帳を持っていきましょう。薬の飲み合わせや重複、副作用、アレルギーなどをチェックし、複数の薬局を利用している場合は、お薬手帳を1冊にまとめましょう。
「かかりつけ薬局」を持ちましょう
 複数の医療機関を受診している場合でも、薬の情報をまとめて継続的に管理してもらえます。薬の重複や相互作用による悪影響を防ぐことができ、治療が効果的になるようサポートしてくれます。
「おうちに「残薬」はありませんか？」
 飲み忘れや飲み間違いなどから残っている処方薬のことを「残薬」といいます。残薬がある場合は、薬剤師に相談してください。薬が残ってしまった原因を一緒に考え、安全に服用できるようにアドバイスをくんだり、残薬を捨てずにすむように薬の数を調整してくれたらします。



「健康サポート薬局」や「認定薬局」を知っていますか？
 「健康サポート薬局」では、薬の調剤に限らず、市販薬などの相談や健康食品に関するアドバイス、食事や介護への相談、適切な医療機関への紹介などをを行っています。
「認定薬局」には、次の2種類の薬局があります。
地域連携薬局
 通院時だけでなく、入退院時や在宅医療への対応など、医療機関や介護施設などと服薬情報を共有し、より一層連携した対応ができる薬局
専門医療機関連携薬局
 がん診療連携拠点病院などと密な連携を行いながら、高度な薬学的管理ができる薬局
 ウェブサイト「医療Netさぬぎ」では、「健康サポート薬局」や「認定薬局」を含む薬局を検索できます。
「ジェネリック医薬品」を使ってみませんか？
 価格が安く自己負担が少なくなる「ジェネリック医薬品」があります。有効成分は同じで、効き目に違いはありません。
 ジェネリック医薬品を希望する場合は、医療機関や薬局にご相談ください。



「医療Netさぬぎ」はこちらから

健康

高齢者インフルエンザ予防接種を開始します

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

対象者には青色の封筒で予診票を送付していますので、希望者は医療機関で予約し、接種してください。
対象者
 ①市に住民票がある、昭和34年3月31日以前に生まれた65歳以上の人
 ※昭和33年10月12月生まれの人、65歳の誕生日以降に予診票を送付します。
 ※昭和34年1～3月生まれで接種を希望する人は、65歳の誕生日以降にご連絡ください。
 ②60～64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害がある人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある人
 ※いずれも身体障害者1級に該当する人が対象です。
接種期間
 令和6年3月31日(日)まで
接種料金 1,200円
 ※生活保護世帯または市民税非課税世帯の人は、予防接種を受ける際に証明書類を医療機関に提出することで接種費用が無料になります。詳しくは、予診票に同封している「案内」をご覧ください。



健康

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ
 医療費などを全額自己負担したときはご相談ください

▶申し込み・問い合わせ 健康課 ☎73-3014
 県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

療養費の申請について
 いったん全額を本人が支払った次のような場合は、後から健康課または各支所へ申請して認められると、自己負担額以外が「療養費」として支給されます。(※申請には時効があります)
 ・やむを得ず、被保険者証(保険証)を持たずに診療を受けたとき
 ・医師の指示で、コルセットなどの治療用器具を作ったとき
 ・骨折や捻挫など保険適用となる内容で、柔道整復(接骨院・整骨院)にかかったとき
 ・医師の同意後、あんま・マッサージはり・灸の施術を受けたとき
 ・限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分が区分Ⅱで、長期入院該当の申請をして、食事代の差額が生じたとき
 ・緊急の手術や重病などやむを得ない理由により、医師が認めた入院や転院をする場合で、救急車での搬送が困難なとき(移送費)
 ・海外渡航中に治療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)
医療費通知の送付時期
 年1回で、令和6年1月末発送予定です。(通知対象期間は令和4年11月～今年10月診療分)

柔道整復(接骨院・整骨院)のかかり方
 接骨院・整骨院にかかるときは、負傷の原因を正しく伝えて施術を受けましょう。また、治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。
保険適用となる施術
 打撲、ねんざ、骨折、挫傷(肉離れなど)、脱臼
 ※応急手当を除き、医師の同意が必要です。
全額自己負担になる施術
 ・単なる肩こり、腰痛、肉体的疲労
 ・特にケガはないが、疲れを取ることに目的のもの
 ・古傷など、症状改善が見られない長期の治療
 ・脳疾患後遺症などの慢性病
 ・整形外科や外科で治療中の部位など
県広域連合事務局からのお願い
 接骨院・整骨院から広域連合への療養費の請求には、保険対象外の施術など不適切な請求が見つかることがあります。適正な保険給付のために調査が必要な場合には、県後期高齢者医療広域連合から被保険者に、「負傷原因」「施術年月日」「施術内容」などを直接照会する場合があります。このため、医療費通知や領収書は保管し、照会があった場合は回答にご協力ください。